

所有者不在の危険空き家への対応について

1 要旨

空き家1物件について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条に基づき、法定措置を検討する。

2 物件概要

場 所 : 廿日市市天神 153 番地
建 物 規 模 : 木造 2 階建て、建築面積約 53 m²・建築年不明
敷 地 面 積 : 約 108 m²
所 有 権 等 : 登記上の所有権は、土地、建物共に同一人

3 主な経緯・今後の予定

令和4年12月15日：民生委員より通報（保安上の危険、草木の繁茂）
令和4年12月～：空き家所有者の所在調査
令和5年7月12日：空き家の屋根の一部が崩落
令和5年9月：課税課調べで固定資産税の課税対象者が存在しないことを確認
令和5年10月13日：特定空家相当と確認
令和6年3月まで：所有者の不在または不存在を確定
令和6年4月以降：代執行等により解体

当該空き家を現地調査し、特定空家に相当することを確認した。また、空き家所有者及び相続人が、死亡又は国外転出のため、所在の特定が困難な状況にある。

保安上の危険性が高いため、代執行等による解体の実施を進めていく。

位置図





